

別表（第2条関係）

区分	損害及び所得減少の割合	前年中の合計所得金額	減免等の割合等
第2条第1項 第1号に該 当する場合	30パーセント 以上50パーセ ント未満	500万円以下の場合	50パーセント
		500万円を超え 750万円以下の場合	25パーセント
		750万円を超え1,000万円以下の場合	12.5パーセント
		1,000万円を超える場合	徴収猶予
	50パーセント 以上	500万円以下の場合	免除
		500万円を超え 750万円以下の場合	50パーセント
		750万円を超え1,000万円以下の場合	25パーセント
		1,000万円を超える場合	徴収猶予
第2条第1項 第2号及び 第3号に該 当する場合	50パーセント 以上70パーセ ント未満	300万円以下の場合	70パーセント
		300万円を超え 400万円以下の場合	60パーセント
		400万円を超え 600万円以下の場合	50パーセント
		600万円を超える場合	徴収猶予
	70パーセント 以上90パーセ ント未満	300万円以下の場合	90パーセント
		300万円を超え 400万円以下の場合	80パーセント
		400万円を超え 600万円以下の場合	70パーセント
		600万円を超える場合	徴収猶予
	90パーセント 以上	300万円以下の場合	免除
		300万円を超え 400万円以下の場合	免除
		400万円を超え 600万円以下の場合	免除
		600万円を超える場合	徴収猶予
第2条第1項 第4号に該 当する場合			免除